

令和8年度クリーニング師試験実施要領

- 1 試験日時 令和8年11月19日(木)
- (1) 学科試験 午前10時から11時10分まで(70分間)
- (2) 実技試験 ①繊維鑑別及び薬品選定 午前11時30分から(試験時間は12分間)
②アイロン操作 午後1時00分から(1人15分間)
※ アイロン操作は受験番号順に行う。

- 2 試験会場 山形県庁(山形市松波二丁目8番1号)

3 試験科目

試験科目	配点
(1) 学科試験	
① 衛生法規に関する知識	100点
② 公衆衛生に関する知識	100点
③ 洗たく物の処理に関する知識	100点
(2) 実技試験	
① 繊維の鑑別	20点
② シミ抜き用薬品の選定	20点
③ アイロン操作(純綿白ワイシャツ仕上げ) (採点項目は6項目で各10点)	60点

※実技試験のアイロン操作では、次の仕様のアイロンを使用する。

電熱式(500W・1000W切替式)、サーモスタット及びスチーム機能なし、重量約5kg

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 中学校卒業以上の者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者)
- (2) 旧制国民学校高等科又は旧制中学校2年の課程を修了した者、又は厚生労働大臣が同等と認める者

5 受験手続

(1) 受験願書の請求先

令和8年8月27日(木)から各保健所(山形市保健所を除く)の生活衛生課(最上保健所においては保健企画課生活衛生室)で配布する。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、その中に請求者の住所、氏名、郵便番号を記載し、140円分の切手を貼った返信用封筒(A4サイズ)を封入の上、下記の宛先に請求すること。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県防災くらし安心部食品安全衛生課 営業衛生担当

また、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードして使用することも可とする。

(トップページ>くらし・環境>衛生・動物愛護>生活衛生>生活衛生関係営業>クリーニング>クリーニング師試験の実施)

(2) 受験願書の提出先

県内居住者にあつては最寄りの保健所(山形市保健所を除く)の生活衛生課(最上保健所にあつては、保健企画課生活衛生室)に、県外居住者にあつては山形県防災くらし安心部食品安全衛生課に提出すること。

※ 受験願書提出時の注意点

本人確認のため、別紙「クリーニング師の免許に係る各種申請における本人確認について」にある本人確認書類(マイナンバーカード等)を窓口まで持参すること。

郵送の場合は、本人確認書類のコピー(マイナンバーカードの場合は両面)を同封し、書留又は簡易書留郵便で郵送すること。

(3) 受験願書の受付期間

令和8年9月17日(木)から令和8年10月8日(木)まで

(閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)

ただし、郵送による提出の場合は、令和8年10月8日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出書類

① 受験願(所定の様式)

② 履歴書(所定の様式)

③ 写真(所定の様式に貼付すること)

縦4.5cm×横3.5cmの大きさで、出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影したものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載すること。

④ 受験資格を証する書類

最終学校(専修学校の場合は高等課程、専門課程に限る。)の卒業証明書若しくは修了証明書(高等学校認定試験合格証は不可)の原本又は卒業証書(原本提示)の写しとする。

ただし、証明書に記載された氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄本を添付すること。なお、郵送による場合は、卒業証明書又は修了証明書の原本に限る。

(備考)

令和7年度に山形県クリーニング師試験を受験した者で、受験票(令和7年度山形県クリーニング師試験受験通知書の原本)を提出する場合は、「④ 受験資格を証する書類」を省略することができる。

ただし、受験票に記載された氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄本を添付すること。

※ 受験願書を受理した後は、提出書類の返還は一切行わない。

(5) 受験手数料

10,000円分の山形県収入証紙を受験願に貼付して納入すること。

※ 「山形県収入証紙」は、国の「収入印紙」とは異なるので、注意すること。

※ 消印はしないこと。

※ 山形県収入証紙の販売所はこちらから

山形県のホームページ（県証紙売りさばき所の御案内）

https://www.pref.yamagata.jp/480001/kensei/zaisei/2nd_kenshoshi/urisabakisho.html

※ 県外在住者は、普通為替又は定額小為替を最寄りの郵便局で購入し、貼付しないで同封すること。

※ 受験願書を受理した後は、受験手数料の返還は一切行わない。

6 受験票の送付

受験願書提出者に対して令和8年10月16日（金）までに受験票を発送（投函）する。
受験票が到着しないときは、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（023-630-2329）まで連絡すること。

7 合格発表

合格者の受験番号を令和8年12月7日（月）午前10時に山形県庁正面玄関東側掲示板及び山形県内各保健所（山形市保健所を除く）の掲示版に掲示するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）にも掲載する。

また、合格者には合格通知書を送付する。なお、電話による問い合わせには応じない。

8 合否判定基準について

(1) 学科試験の合格基準は、総得点180点以上かつ各科目50点以上とする。

(2) 実技試験の合格基準は、以下のとおりとする。

- ① 繊維鑑別及び薬品選定の合計20点以上かつ各科目とも0点ではないこと
- ② アイロン操作30点以上かつ各採点項目3点以上
- ③ ①②の条件を満たし、かつ総得点60点以上
- ④ 以下の場合、アイロン操作については、失格とする。
 - ・時間内に完成しなかった場合
 - ・焦げが確認された場合

(3) 最終合格者は、学科試験及び実技試験の両方の合格基準を満たした者とする。

9 試験結果の情報提供

(1) 受験者本人から口頭による申出があった場合、学科試験及び実技試験の各科目別得点及び総合得点を情報提供する。

(2) 申出を行うことができる期間は、令和8年12月7日（月）から令和8年12月28日（月）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日は除き、12月7日（月）は午前10時からとする。

(3) 申出の受付場所は、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（県庁2階）とする。

(4) 申出を行うことができる者は、本人に限るものとし、電話による申出はできない。

(5) 申出を行う場合は、交付した受験票又は本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示すること。

10 その他

(1) 試験当日の集合時間等については、受験票により通知する。

(2) 試験に関し不明な点は、下記に問い合わせること。

名 称	住 所	電話番号	担当課（室）担当名
村山保健所	〒990-0031 山形市十日町 1 - 6 - 6	023-627-1186	生活衛生課 営業衛生担当
最上保健所	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1260	保健企画課 生活衛生室
置賜保健所	〒992-0012 米沢市金池 7 - 1 - 5 0	0238-22-3873	生活衛生課 営業衛生担当
庄内保健所	〒997-1392 三川町横山字袖東 1 9 - 1	0235-66-5666	生活衛生課 営業衛生担当
防災くらし安心部 食品安全衛生課	〒990-8570 山形市松波 2 - 8 - 1	023-630-2329	営業衛生担当

※山形市保健所では、問い合わせ、提出書類の受付を行わないため、山形市在住の方は村山保健所に問い合わせること。